

後期高齢者医療制度を通じた世帯当たりの純受取額の算出方法について

本試算は、後期高齢者医療制度の医療給付総額と負担額を、世帯主 75 歳以上と 75 歳未満の世帯に区分し、1 世帯当たりの純受取を算出したものである。算出の手順は以下の通り。

1. 世帯数、75 歳以上の人数分布、世帯区分

まず、全国在世帯数を、世帯主年齢階級別×所得階級別のマトリックスに按分する。次に、所得階級の所得範囲値をもとに、後期高齢者医療制度の所得区分に合うように、マトリックスの各セル（世帯数）を割り当てた。なお、ここでいう所得階級別とは世帯所得階級別のことをいう。

(1) 世帯数分布

全国家計構造調査（2019 年）の世帯主年齢階級別×所得階級別の世帯数分布をもとに、国勢調査（2020 年）の世帯主年齢階級別の世帯数を所得階級別に按分。ただし、世帯主 65 歳以上の世帯（世帯主 65～74 歳、75 歳以上の 2 つの年齢階級）については、国民生活基礎調査（2019）の分布を用いた¹。

(2) 75 歳以上の人数分布

全国家計構造調査（2019 年）から入手できる世帯主年齢階級別×所得階級別の 1 世帯当たりの 65 歳以上世帯員数に、国勢調査（2020 年）から算出した世帯主年齢階級別の「65 歳以上人員に占める 75 歳以上の人員割合」を乗じて、世帯主年齢階級別×所得階級別の 75 歳以上世帯員数を計算。これに（1）で求めた世帯主年齢階級別×所得階級別の世帯数を乗じて、75 歳以上の人口数をセルごとに試算。次に、ここで算出された世帯主年齢階級別の 75 歳以上の人口数を、国勢調査の当該人口に一致させるため、世帯主年齢階級ごとに一律の計数を乗じて調整した。

(3) 後期高齢者医療制度の区分

2019 年時点の後期高齢者医療制度の所得区分（低所得Ⅰ、Ⅱ、一般、現役並みⅠ、Ⅱ、Ⅲの 6 つ）に合わせて、（2）で求めた所得階級別の 75 歳以上の人口分布を振り分けた。なお、後期高齢者医療制度の所得区分は、被保険者の課税所得等をもとに世帯単位で判定されており、全国家計構造調査の世帯所得の水準とは異なることに留意が必要である。

¹ 具体的には、世帯主 65 歳以上の単身世帯に対しては「65 歳以上の者のいる単身世帯」の世帯所得階級別世帯数分布を、2 人以上世帯については「65 歳以上の者のいる夫婦のみの世帯」の世帯所得階級別世帯数分布を使って、按分した。

参考 後期高齢者医療保険制度の区分と世帯所得階級

区分	定義・年収目安*1	本試算の区分における世帯所得階級	
		75歳以上単身	それ以外*2
低所得層Ⅰ	住民税非課税かつ年金収入80万円以下など	100万円未満	230万円未満*3
低所得層Ⅱ	住民税非課税で低所得層Ⅰ以外	100～150万円未満	230～335万円未満*3,4
一般	課税所得145万円未満（年収156～約370万円）	150～400万円未満	335～1,150万円未満*4
現役並みⅠ	同145万円以上380万円未満（年収約370～770万円）	400～750万円未満	1,150～1,550万円未満
現役並みⅡ	同380万円以上690万円未満（年収約770～1,160万円）	750～1,150万円未満	1,550～1,800万円未満
現役並みⅢ	同690万円以上（年収約1,160万円～）	1,150万円以上	1,800万円以上

- *1 年収目安は、単身世帯を前提としてモデル的に計算されたもの。
- *2 世帯主 75 歳以上については単身世帯と 2 人以上世帯に分け、世帯主 75 歳未満については 2 人以上世帯（75 歳以上の世帯員が含まれると仮定）と考えた。
- *3 世帯所得階級 200～250 万円に含まれる世帯を低所得層ⅠとⅡに 6:4 で割り付けた。
- *4 世帯所得階級 300～350 万円に含まれる世帯を低所得層Ⅱと一般に 7:3 で割り付けた。

2. 後期高齢者医療制度の 6 区分別の世帯主年齢別の給付と負担、純受取

次のステップでは、世帯主年齢別×所得階級別の各セルの給付と負担の総額を計算し、各セルの世帯数で割ることで 1 世帯当たり平均の給付と負担、及び純受取を算出した。

なお、全体では、給付総額と、窓口負担を除く負担総額が、おおむね一致することを確認している。

(1) 1 世帯当たりの給付額

厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告」の概要表の表 3 によると、令和元年（2019 年）度の後期高齢者医療制度の医療給付費の合計は、約 15.6 兆円である。

概要表の表 3 にある被保険者区分別の医療給付費と、表 1 の区分別被保険者数から、区分別 1 人当たり医療給付費を求めて、セルごとの 75 歳以上人数で乗じ、セルごとの医療給付費を算出。この値をセル全体で足し合わせると約 15.3 兆円で、上述の値と誤差はあるものの概ね一致する。セルごとの医療給付費をセル当たりの世帯数で割って、1 世帯当たりの医療給付費を算出。

(2) 1 世帯当たりの負担額

(ア) 公費負担額

厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告」の概要表の表 17 によると、令和元年（2019 年）度の後期高齢者医療広域連合の収入小計（繰越金除く）は約 16 兆円で、保険料収入（約 1.3 兆円）と後期高齢者交付金（現役世代からの支援金、約 6.5 兆円）を除くと約 8.2 兆円である。これを公費負担額として用いる。

ただし、国と地方全体の財政収支は赤字であり、公費の一部は、国債によって賅

われている。そのため、国と地方政府の利払い費を除く支出額合計に占める PB（プライマリーバランス）の割合を、公費負担額から控除した。残りの公費負担額は、消費税が財源であると仮定し、全国家計構造調査（2019年）の世帯主年齢別×所得階級別の消費支出から消費税負担額を試算し、セルごとの税負担分布を算出した。その分布を使って、公費負担額を各セルに按分。

(イ) 現役世代からの支援金

(ア) の後期高齢者交付金を用いる。

全国家計構造調査（2019年）の世帯主年齢別×所得階級別の健康保険料支出から、セルごとの保険料負担分布を算出して後期高齢者交付金額（現役世代からの支援金負担）を按分。

(ウ) 後期高齢者医療制度の被保険者の保険料

(ア) の保険料収入を用いる。

全国家計構造調査（2019年）の世帯主年齢別×所得階級別の世帯員（統計表からは「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他」の3種類が入手可）別の平均収入から保険料を試算し、セルごとの保険料負担分布を算出して保険料収入額を按分。ただし、世帯主が75歳以上で、75歳未満世帯員も含まれる世帯において、75歳未満の世帯員がいる。そのため、国勢調査（2020年）の世帯類型別（夫婦のみ世帯、夫婦戸子どもからなる世帯など）の75歳以上人数および75歳未満人数を用いて、セルごとに75歳未満人数を算出した。それを用いて75歳未満の保険料が算出し、(イ) に含めた。

(エ) 後期高齢者医療制度の被保険者の窓口負担

厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告」の概要表の表3によると、令和元年（2019年）度の後期高齢者医療制度の実質一部負担額（被保険者の窓口負担）の合計は、約1.4兆円である。

概要表の表3にある被保険者区分別の実質一部負担額と、表1の区分別被保険者数から、区分別1人当たり実質一部負担額を求めて、セルごとの75歳以上人数で乗じ、セルごとの実質一部負担額を算出。この値をセル全体で足し合わせると約1.4兆円で、上述の値と概ね一致することを確認している。セルごとの実質一部負担額をセル当たりの世帯数で割って、1世帯当たりの窓口負担額を算出。なお、2019年時点の窓口負担の割合は、現役並みⅠ、Ⅱ、Ⅲが3割、低所得Ⅰ、Ⅱ、一般が1割である。

3. 2022年10月の制度改正の効果

2022年10月の制度改正によって、「一般」区分のうちおよそ5分の2は、窓口負担が1割から2割に引き上げられた。引き上げの対象となった5分の2の人たちについては、給付のうち1割分が負担に上乗せされるようになったと考えて、2(1)で計算した1世帯当たりの医療給付費を再計算した。この結果と、引き上げ対象にならなかった5分の1の人たちの1世帯当たりの医療給付費(2(1)で計算した値)を用いて、加重平均によって「一般」区分の1世帯当たりの医療給付費を算出することで、2022年10月の制度改正による負担増を、簡易的ながら考慮した。